

## 刈谷市優良工事業者公表要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、建設業者の技術及び施工意欲の向上を図り、公共工事の適正な施工及び品質の向上に資するため、優良工事業者の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 公表の対象となる工事は、本市が発注した工事のうち、公表年度の前年度に完了した工事で、1件当たりの請負金額が500万円以上であり、かつ、工事成績評定要領（平成18年4月1日施行）による工事成績評定点が80点以上であるものとする。

### (公表の方法)

第3条 公表は、刈谷市ホームページに掲載して、行うものとする。

2 公表する内容は、建設業者名、工事名及び工事場所とする。

### (公表の基準)

第4条 優良工事業者は、次のいずれにも該当する建設業者とする。

- (1) 公表年度の前々年度及び前年度に完了した工事で同一工種の工事实績が3件以上あり、かつ、工事成績評定点の平均が75点以上であること。
- (2) 公表年度の前々年度の4月1日から公表日の前日までの間に入札参加資格停止処分を受けていないこと。
- (3) 公表年度の前年度に完了した工事で工種を問わず、工事成績評定点が65点未満の工事を施工していないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公表年度の前年度の4月1日から公表日の前日までの間に公表の対象としてふさわしくない行為等がないこと。

### (優良工事業者の決定)

第5条 公表する優良工事業者は、刈谷市業者選定審査会に諮るものとする。

### (庶務)

第6条 この要領に関する事務は、総務部契約検査課において処理する。

### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。